

平成22年度 税制改正のポイント

平成22年度税制改正の話が続きたいと思います。先月のマンスリーを見ていて、なんと項目だけを並べたものであったのかと、恥ずかしい限りですね。伝えたいことがたくさんありまして、・・・すみませんでした。

個人の所得税についての改正は、先月号で少しお話ししましたので、今月は法人税のお話をします。そもそも税法は、所得はすべて個人に帰属することにはなるのです。法人から得た役員報酬等は、個人の給与所得となります。この給与所得に給与所得控除があって、この給与所得控除額を引いた金額が個人の課税される所得になりますから、個人事業を法人にするとこの分の所得税が少なくなるとか、社会保険に加入できるとか、生命保険が費用になるとか、等のいろいろな事情で、法人で事業を行うことになるのです。

法人の利益は、株主に帰属させると、配当所得になります。法人の持ち分を売りますと、譲渡所得になり、法人を清算する時の所得では、配当所得がでてくる場合があります。このように最終的には、すべての所得は個人に帰属します。今年の改正の一つに、評判の悪かった**“特殊支配関係会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度”**の廃止があります。先ほど述べたように、法人の役員給与は給与所得であり、給与所得控除分が法人の役員では有利になっているということで設けられた制度ですが、廃止されます。今年の改正でできた**“グループ法人税制”**は、親子で別々の会社を営んでいるような場合にも適用されること。このグループ法人税制ですが、グループ内の取引についての整備と、グループ法人税制における中小特例の取り扱い、資本に関する取引等に係る税制の見直し等があります。いままで、自社が資本金1億円以下ですと、中小特例が使えましたが、資本金5億円以上の大会社の子会社には、中小特例は適用されなくなります (続く)

日本政策金融公庫 普通貸付金利	2.15%
経営改善貸付	1.85%
平成22年2月15日より	

“問題解決能力は仕事遂行力”

自ら問題・課題を見つけて解決していく能力が仕事遂行力です。これを養うためには、問題意識を持つこと。感性を磨く必要があります
この“感性”どこかに落ちているといいのですが・・・

エコカー補助金の取り扱い

今月は、エコカー減税を受けて、車を購入しようとする場合の税法上の取り扱いをお話します。テレビCMでエコカーの補助金について宣伝していますね。すぐ補助金ができるのですね。事務所でもセールスの方が来のですが、補助金を受けても、支払いが生ずるので、事務所では購入していませんが、・・・

この補助金でその対象となる資産を購入した場合には、**“国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書”**の作成をして、確定申告書に添付する必要があります。これは、**資産の取得価額を減額**しなければなりません。この資産の取得時期と、補助金の入金時期が年度をまたぐ場合があります。この時は、資産の取得に関しては、固定資産計上として減価償却をすることになりますが、翌年補助金が入金されたときには、取得価額の修正と減価償却費の修正が必要になります。

補助金を受けてエコカーを取得した場合には、必ず監査担当者に確認をしてください。なお、その時に思ったのですが、エコポイントはどうなるのだろうと。エコポイントで事業で使うものを購入した場合には、商品券でいただいたら、貯蔵品/雑収入ではないかと・・・
税法は難しいですね・・・



お客様でなにかお困りの方いらっしゃいませんか?
ご紹介いたします

【編集後記】

「ありがとう」は幸せを呼ぶことば・・・岩下 志麻
岩下 志麻さんのお母さんは91歳、脳梗塞で倒れ、車いすの生活のなかでも、何かをしてもらおうといつも明るく「ありがとう」と言うと言います。そして岩下さん自信もその「ありがとう」の言葉を忘れないように努めているとのこと。十分わかっていて、なかなか発することができない言葉でもあります。でも、この言葉が自然と出てくるような生き方をしていないと・・・と思っています。